

久喜市議会
令和 8 年 9 月定例会議
議員提出議案

議 案 目 録

意見第 2 号	埼玉三大偉人に本多静六博士及び下總皖一氏を加え「埼玉 五大偉人」として顕彰することを求める意見書	1
意見第 3 号	核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を 求める意見書	3
意見第 4 号	消費税の廃止をめざし、緊急に一律 5 %への減税を求める 意見書	5
意見第 5 号	「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および 防災体制の抜本的強化を求める意見書	7

意見第2号

埼玉三大偉人に本多静六博士及び下總皖一氏を加え「埼玉五大偉人」として顕彰することを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年9月15日

提出者 久喜市議会議員

樋口 智 洋

瀬川 泰 祐

成田 ルミ子

賛成者 久喜市議会議員

瀬田 博 文

川内 鴻 輝

丹野 郁 夫

杉野 修

坂本 和 久

井上 忠 昭

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

埼玉三大偉人に本多静六博士及び下總皖一氏を加え「埼玉五大偉人」として顕彰することを求める意見書

埼玉県では、郷土の誇りとして「埼玉ゆかりの三偉人」（渋沢栄一氏、塙保己一氏、荻野吟子氏）を選定し、その偉大な功績を広く県民に伝える取り組みを進めており、これらは県民の精神的支柱として高く評価されているところである。

この趣旨に深く賛同しつつ、本県が誇る歴史・文化・環境のさらなる発展と次世代への継承を見据えたとき、学術・環境分野で多大な貢献を残した本多静六博士、および文化・教育分野で不滅の足跡を残した下總皖一氏の二名を新たに加え、「埼玉五大偉人」として顕彰することは極めて大きな意義を持つものと確信する。

本多静六博士は、久喜市（旧・菖蒲町）出身の林学者・思想家・実業家であり、日本の林学の礎を築かれた人物である。「勤儉貯蓄・利殖・社会還元」の思想のもと、私財の大半を公共のために寄付するなど、福祉や教育の発展に寄与された。令和7年5月に開催された「第75回全国植樹祭」においては、博士の功績が全国的な森林保全運動の原点として改めて紹介されたところである。また、令和9年度には、博士の理念である

“緑の恩恵”を次世代に伝える象徴的な空間として、久喜市内に「久喜市本多静六記念公園」の整備が予定されており、環境保全と地域振興の観点からもその功績は広く県民に伝えるべきである。

下總皖一氏は、加須市（旧・大利根町）出身の作曲家・音楽教育者であり、「たなばたさま」や「野菊」など、世代を超えて歌い継がれる数多くの名作童謡を世に送り出された。また、東京音楽学校（現・東京芸術大学）教授として日本の音楽教育の発展に尽力される傍ら、久喜市立栗橋南小学校、久喜市立久喜中学校、菖蒲中学校、埼玉県立久喜高等学校をはじめとする数多くの校歌を手掛けられるなど、地域文化の醸成にも深く寄与された郷土文化の象徴である。

両氏の功績は、「埼玉ゆかりの三偉人」と並び称されるに十分な重みがあり、両氏を加えた「埼玉五大偉人」として一体的に顕彰することは、郷土愛の醸成のみならず、埼玉県が多様な魅力を内外に発信する絶好の機会となるものである。

よって、埼玉県におかれては、県民の声を真摯に受け止め、次の事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 本多静六博士および下總皖一氏を「埼玉ゆかりの三偉人」に新たに加え、「埼玉五大偉人」として選定・顕彰すること。
- 2 両氏の多大なる功績と高い志を、広く県民および次世代に伝えるための顕彰活動や教育的取り組みを積極的に推進すること。
- 3 久喜市において整備が進められる「久喜市本多静六記念公園」等の地域資源と緊密に連携し、環境・文化・教育に関する広報活動への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

埼 玉 県 知 事
埼 玉 県 議 会 議 長 あて

意見第3号

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2026年9月15日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
山 田 正 義
坂 本 和 久
渡 辺 昌 代

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

国際社会では、ロシアによるウクライナ侵略に加え、中東地域ではアメリカ・イスラエルとイランの対立が深刻化し、核兵器使用の可能性を含む極めて不安定な状況が続いている。

核軍縮の国際的枠組みである核不拡散条約（NPT）においても、近年の運用検討会議は三回連続で最終文書の採択に至らず、核兵器国・非核兵器国の対立が深まり、核軍縮の停滞が顕著となっている。

こうした中、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止を規定した核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。同条約は2021年1月22日に発効し、これまでに74か国が締結し、締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復などの議論が積み重ねられてきた。

さらに、広島市平和宣言2026では「まずは今年11月から開催される核兵器禁止条約の再検討会議にオブザーバー参加し、一刻も早く締約国となるべき」と強く求めており、長崎市平和宣言2026でも「日本政府は再検討会議に参加し、唯一の戦争被爆国としての歴史的使命を全うすべき」と明確に述べられている。被爆地からのこの訴えは、我が国が核兵器廃絶に向け主体的役割を果たすべきことを強く示している。

2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取り組みを検証し、「核なき世界」に向けた国際的議論を前進させる極めて重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、被爆者の平均年齢はすでに８６歳を超え、被爆の実相を次世代へ確実に伝える時間的猶予は限られている。

日本政府はＮＰＴ体制の維持と核保有国・非保有国の「橋渡し役」を自任しているが、近年のＮＰＴ運用検討会議が成果を上げられない中で、核軍縮の停滞を打開するためには、核兵器禁止に関する議論に積極的に関与し、国際社会に対し核兵器廃絶への明確な意思を示すことが不可欠である。また、核抑止力は核兵器廃絶と両立しがたい構造的矛盾を抱えており、被爆国としてこの矛盾を直視し、主体的な姿勢を示すことが求められている。

核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加は、被爆の実相を世界に突き付け、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に我が国が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示す重要な一歩となる。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器禁止条約第１回再検討会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣 あて
防 衛 大 臣
内 閣 官 房 長 官

意見第4号

消費税の廃止をめざし、緊急に一律5%への減税を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2026年9月15日

提出者 久喜市議会議員
杉 野 修
賛成者 久喜市議会議員
渡 辺 昌 代
川 辺 美 信

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

消費税の廃止をめざし、緊急に一律5%への減税を求める意見書

いま物価は毎月多くの品目に及んで「高止まり」となっており、収束の見通しすら立っていない。国民の間には経済的困窮が拡大の一途をたどっており、一刻も早く暮らしを打開する方策が政府に求められている。こうした下、高市内閣が自身の「悲願である」とした消費税の減税は、飲食料品の消費税率を2027年4月から2年間限定で現行の8%から1%に下げの方針を決定している。消費税は、所得の低い人ほど負担の割合が重くなる逆進性の強い税であり、この税率を引下げるとは、国民の暮らしの負担を軽減し消費を促す。そして中小企業の経営を支え、減税分を賃上げの原資につなげることも可能であり、二重三重の好循環を生み出すことができる景気浮揚策でもある。

しかし、政府の決定した「飲食料品を2年間限定で減税する」方針では、外食産業からは「持ち帰りが1%で店内飲食が10%のままでは、消費者も飲食店も混乱する。飲食料品以外には10%が課税されるが、その部分を価格転嫁ができない。」という不安の声が出されている。また現在のような物価高騰が続く中で飲食料品だけの減税では、物価上昇で効果が相殺されてしまうと予測されている。最悪なことは2年後に、未経験の7%の大増税到来が避けられないということである。景気が一気に後退することもある。

いま求められておりかつ、国民負担の軽減に最も効果的で現実的なことは消費税の廃止である。その段階として一律5%の減税は、準備期間も数か月で可能とされる。財源は16兆円余りであり、大企業優遇税制の廃止および法人税率の26%課税の復活、そして富裕層の株式譲渡所得・配当所得の課税強化等、歳出では防衛費の削減で実現可能である。

よって政府および国会が、消費税の廃止をめざし、緊急に一律５％への消費税減税を行うことを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣

意見第5号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年9月15日

提出者 久喜市議会議員
山 田 正 義
賛成者 久喜市議会議員
上条 あきひろ
瀬 川 泰 祐
田 村 栄 子

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

一、猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式

エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

一、災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMA T（災害派遣医療チーム）やDPA T（災害派遣精神医療チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

一、被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

一、ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

一、複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う二次災害を防ぐため、監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣 あて
国 土 交 通 大 臣
内閣府特命担当大臣
（ 防 災 ）